

第7章 給水装置工事の申込手続等

第7章 給水装置工事の申込手続等

7・1 総則

給水装置工事の申込受付窓口は、姫路市水道局施設課（給水装置担当）とする。

7・2 給水装置工事の申込み

指定業者による給水装置工事の申込みは、次の各号によらなければならない。

- 1 給水を受けようとする者が、指定業者を選定すること。
- 2 指定業者は申込みに必要なすべての書類を申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て申込受付窓口へ提出すること。
- 3 申込の受理は、申込みに必要なすべての書類が提出された時とする。
- 4 申込みに必要な書類は次のとおりとする。

①給水装置工事申込書正・副各1部

位置図、上水道管路図を添付すること。

他人の建物または他人の所有地内に給水装置を設置使用とする場合は、建物占有承諾書、土地占有承諾書、支管分岐承諾書、器具接続承諾願等を含む。

②道路掘削許可申請書（区画道、法定外道路を含む）

③道路占有許可申請書（法定外道路を含む）

④河川・水路占有許可申請書

⑤水路占有許可申請書

⑥農道、私道占有許可申請書

⑦受水槽装置設置協議書正・副各1部

⑧給水装置の設置に際し、土地に関する問題を防ぐため土地占有承諾が必要か確認のため、土地登記簿謄本又は登記事項要約書を添付すること。

⑨その他管理者が必要と認めた書類

} 7・7の5
書類提出枚数参照

7・3 審査

工事の申込みを受けたときは、設計およびその他項目について必要な書類審査を行うものとする。

7・4 検査

検査は別に定める給水装置検査要綱により厳正に行うものとする。

7・5 給水装置工事の事務の流れ

主な給水装置工事の事務の流れは次のとおりである。

- 1 給水装置工事の事務の流れ（図7-1）
- 2 開発行為に係る工事の事務の流れ（図7-2）
- 3 受水槽装置工事の事務の流れ（図7-3）
- 4 子メータ設置工事の事務の流れ（図7-4）

図7-1 給水装置工事の事務の流れ(預り保証金無)

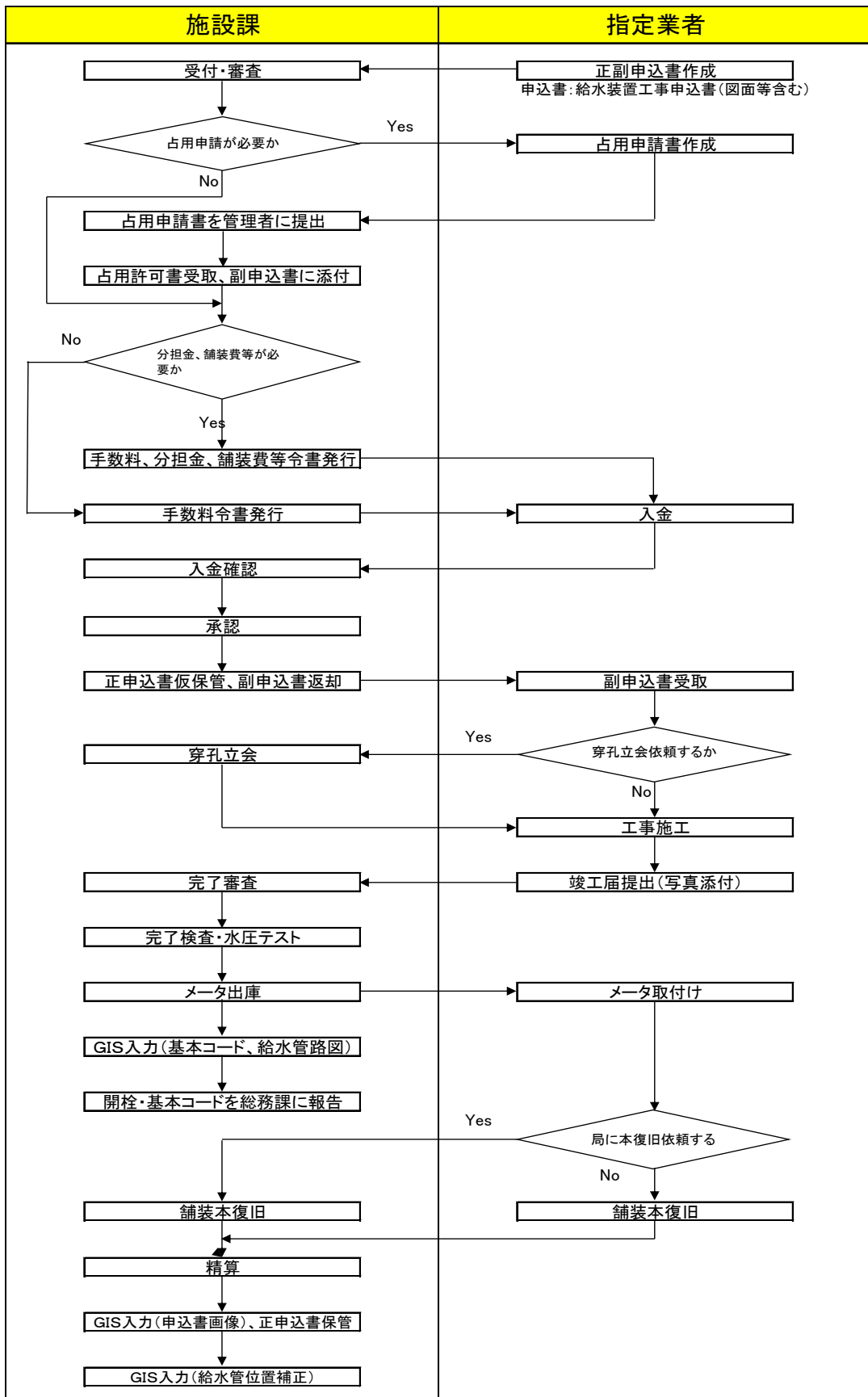


図7-2 開発行為に係る工事の事務の流れ

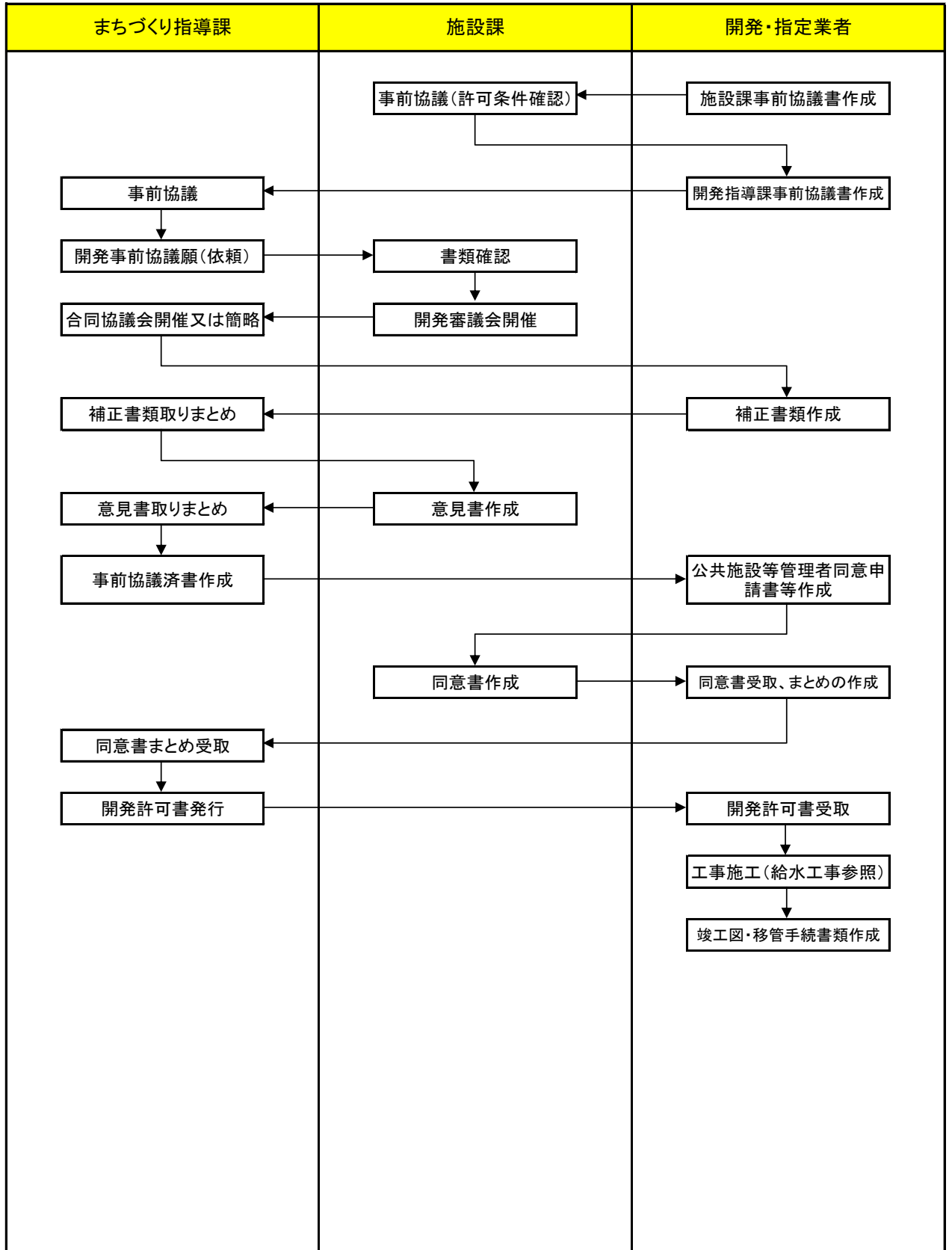


図7-3 受水槽装置工事の事務の流れ(新設)

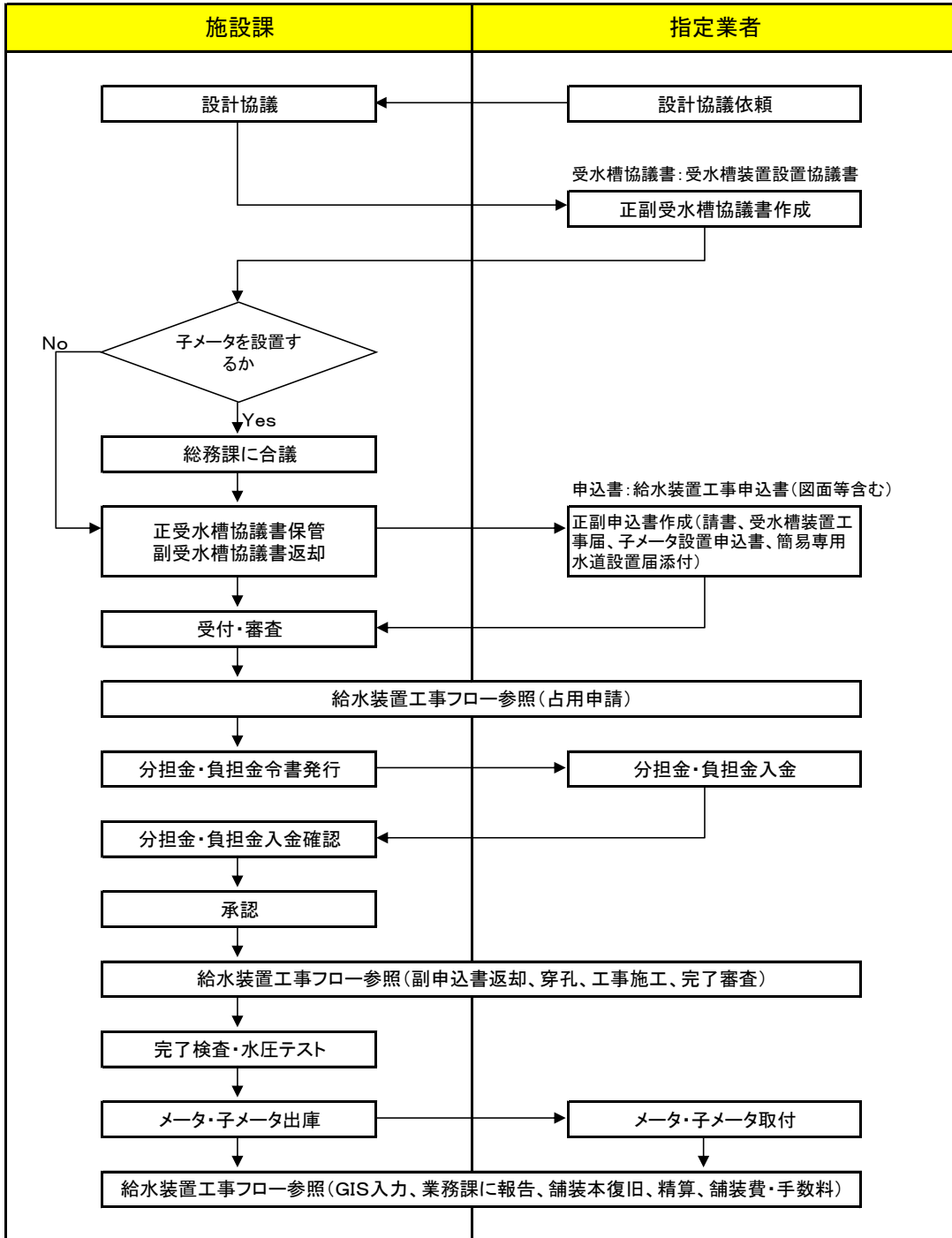
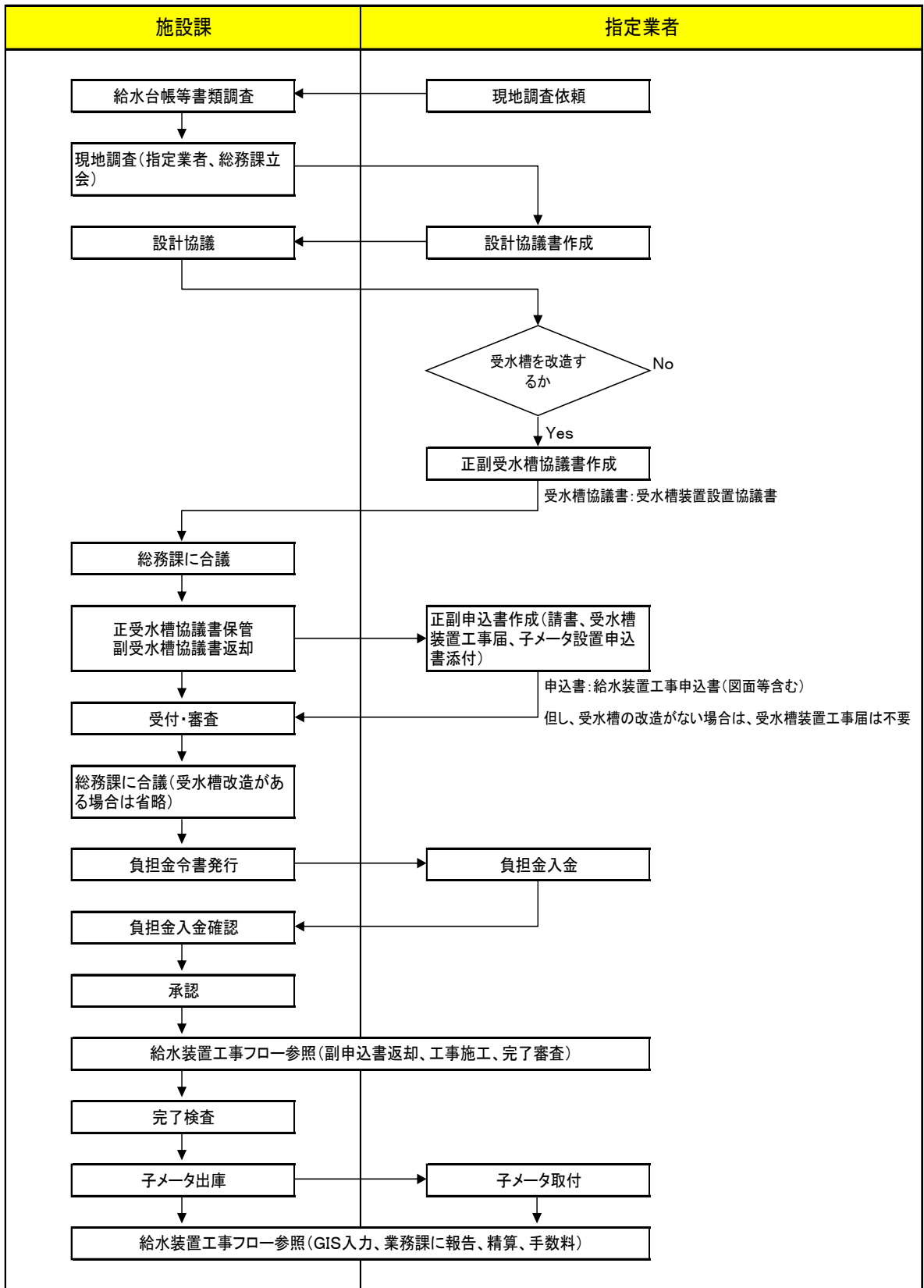


図7-4 子メータ設置工事の事務の流れ(受水槽既設)



7・6 掘削手続等

1 許可の取得

- ①公道掘削にあたっては、道路管理者の定める道路占用規則等による道路占用、及び掘削工事施工許可書が必要であり、工事着手前に許可申請手続きをとらなければならない。
- ②許可申請書は指定業者において作成し、申込受付窓口に提出する。
また、道路交通法に基づく、道路使用許可を所轄警察署から得なければならない。この道路使用許可書も指定業者が作成し、直接警察署に提出し許可を得るものとする。なお、許可取得後は、許可書を申込受付窓口に提示するものとする。
- ③河川、水路、私道などを掘削、占用する場合は、その管理者または所有者の占用許可または承諾を得なければならない。
- ④この手続きに関係する法令は次のとおりである。

[関係法令等]

A 道路法

- 第22条（工事原因者に対する工事施行命令等）
- 第32条（道路の占用の許可）
- 第33条（道路の占用の許可基準）
- 第34条（工事の調整のための条件）
- 第36条（水道、電気、ガス事業のための道路の占用の特例）
- 第37条（道路の占用の禁止又は制限区域等）
- 第39条（占用料の徴収）
- 第40条（原状回復）
- 第46条（通行の禁止又は制限）
- 第58条（原因者負担金）
- 第59条（附帯工事に要する費用）
- 第62条（道路の占用に関する工事の費用）

B 道路法施行令

- 第9条（占用の期間）
- 第10条（占用の場所）
- 第12条（水管、下水道またはガス管の占用の場所）
- 第14条（占用物件の構造）
- 第15条（工事実施の方法）
- 第16条（工事の時期）
- 第17条（道路の復旧の方法）

C 道路交通法

- 第 7 7 条 (道路の使用の許可)
- 第 7 8 条 (許可の手続)
- 第 7 9 条 (道路の管理者との協議)
- 第 8 2 条 (沿道の工作物等の危険防止措置)
- 第 8 3 条 (工作物等に対する応急措置)

D 道路交通法施行規則

- 第 1 0 条 (道路使用許可証の様式等)
- 第 1 1 条 (道路使用許可証の記載事項の変更の届出)

E 道路標識令

- 第 3 条 (道路標識の設置)
- 第 4 条 (道路標識の様式)

F 河川法

- 第 2 6 条 (工作物の新築等の許可)
- 第 2 7 条 (土地の掘削等の許可)
- 第 3 1 条 (原状回復命令等)
- 第 5 5 条 (河川保全区域における行為の制限)
- 第 6 7 条 (原因者負担金)
- 第 6 8 条 (附帯工事に要する費用)

G 騒音規制法

- 第 1 4 条 (特定建設作業の実施の届出)

H 騒音規制施行令

- 第 2 条 (特定建設作業)

7・7 占用等申請図の作成

道路、河川等の占用申請図は次の要領で作成する。(図 7-5～図 7-8 参照)

1 位置図

1 / 5, 0 0 0 の図面に申請者名、工事場所(地番を含む。)を赤で明示すること。

2 占用掘削図面

①見取図

1 / 1, 0 0 0～1 / 3, 0 0 0 程度で必ず目標物(寺、学校、病院など)を書き入れること。原則として上方を北とし方位も記入する。

②平面図

A 1 / 5 0～1 / 3 0 0 とする。

B 正確な測量により寸法はm単位で小数点以下第1位までとする。

C 原則として上方を北とし方位も記入する。

D 申請地付近の地番、氏名も記入する。

③断面図

A 1/50～1/300とする。

B 埋設する管路上で断面をとる。

C 官民境界は確実に調査して記入する。

D 道路については、管の上部10cm、下部10cmを砂で埋戻すものとする。

E 占用面積の計算はm単位とし小数点以下第3位までとする。

④掘削求積図

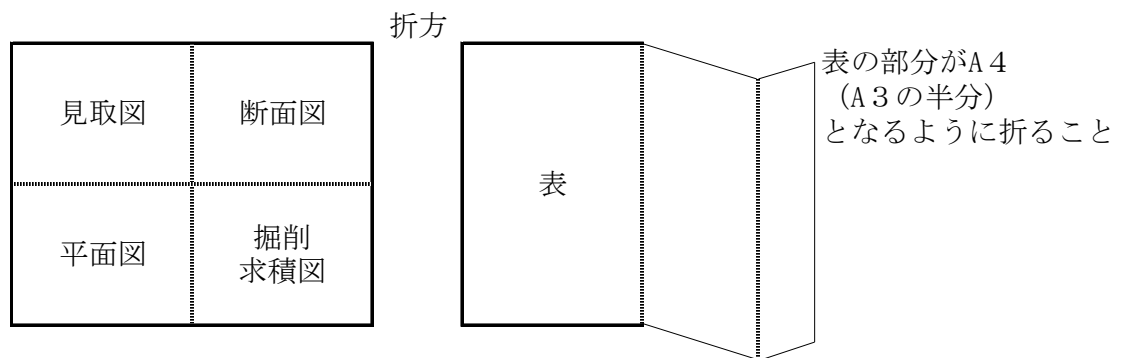
官民境界線まで入れる。(側溝の下も含む)

⑤図面の配置

用紙は原則としてA3とし、これに入らないものは適当なJIS規格の大きさとする。

⑥図面の配置及び折方

原則として次の方法による。



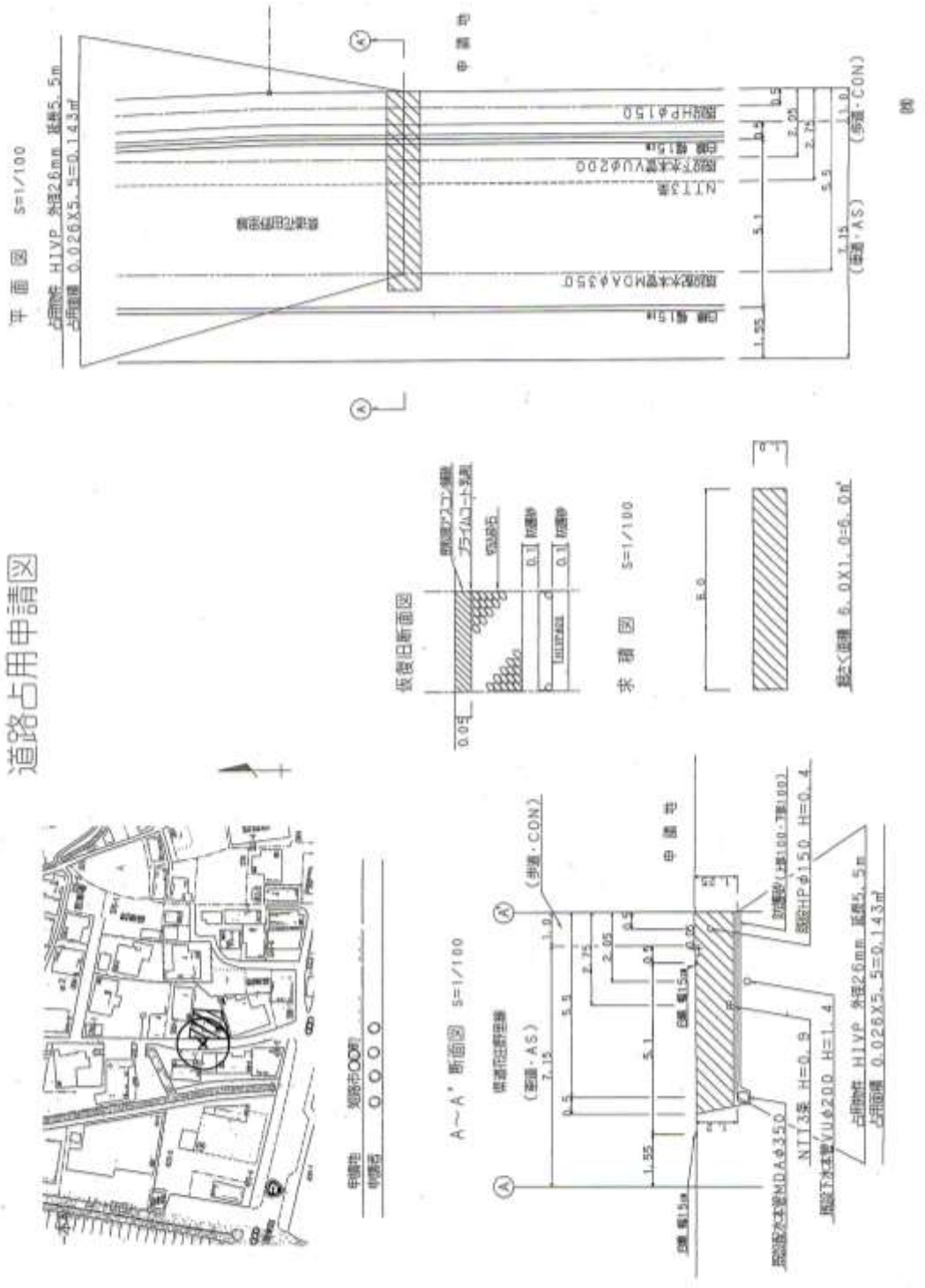
⑦その他

A 他の地下埋設物件をよく調査して記入する。(位置及び深度)

B 水路横断は原則として下越しとする。

C 図面に工事場所、パイプライン、境界線、占用面積等を赤書きする。

道路占用申請図

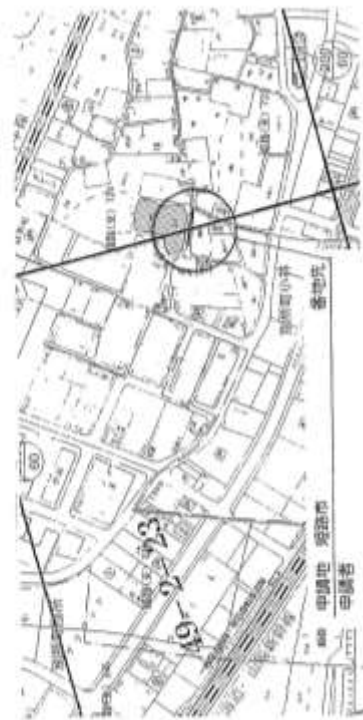


※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

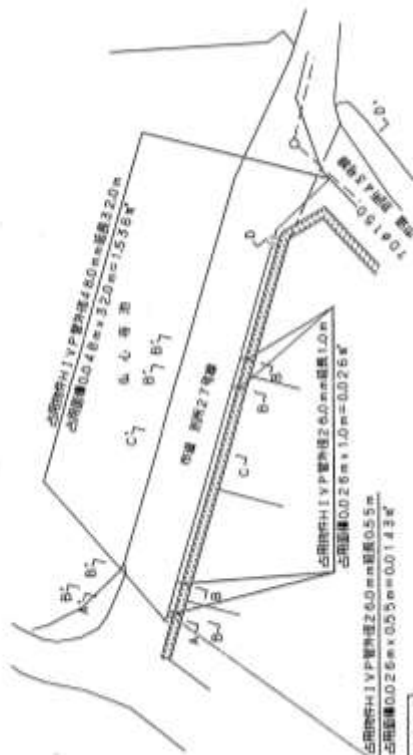
図 7-5 道路占用申請図(県道)

道路占用申請図

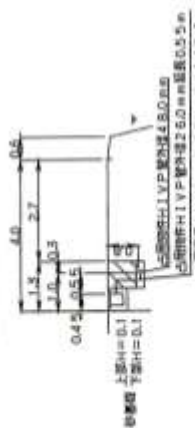
別添資料図S=1/3,000



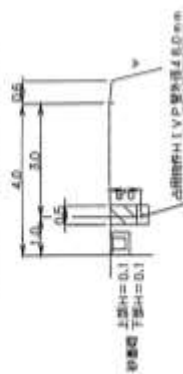
平面図S=1/250



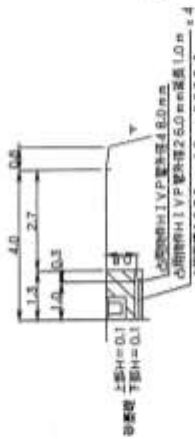
A-A' 断面図S=1/100



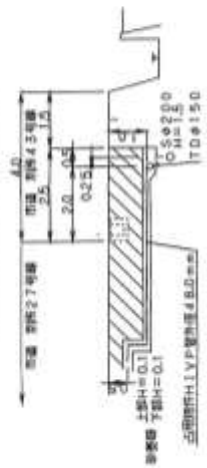
C-C' 断面図S=1/100



B-B' 断面図S=1/100



D-D' 断面図S=1/100



左側図S=1/100

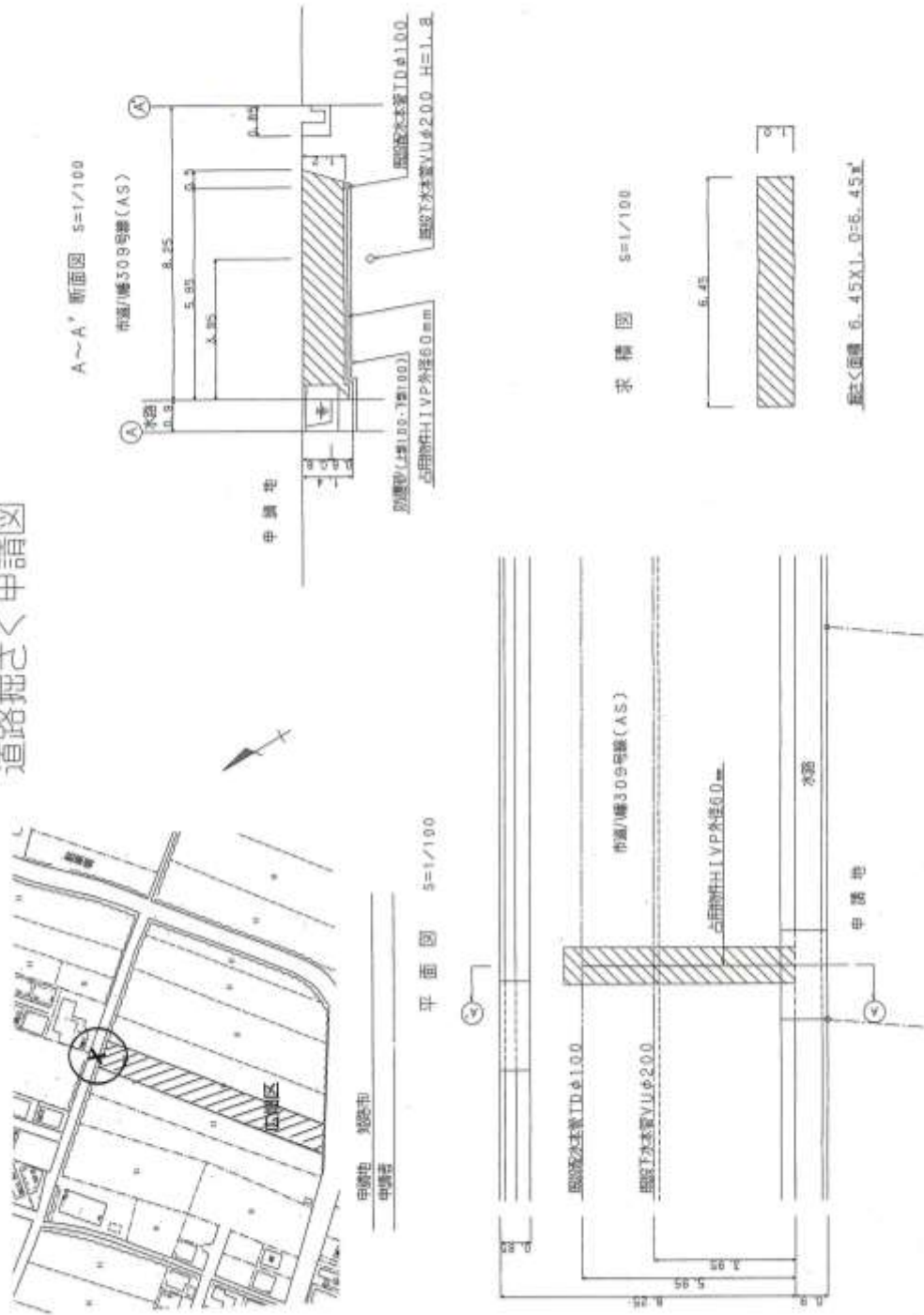


図3<面積> (0.8 x 3.30) x 0.5 + 0.8 x 1.0 = 1.85㎡

※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-6 道路占用申請図(市道)

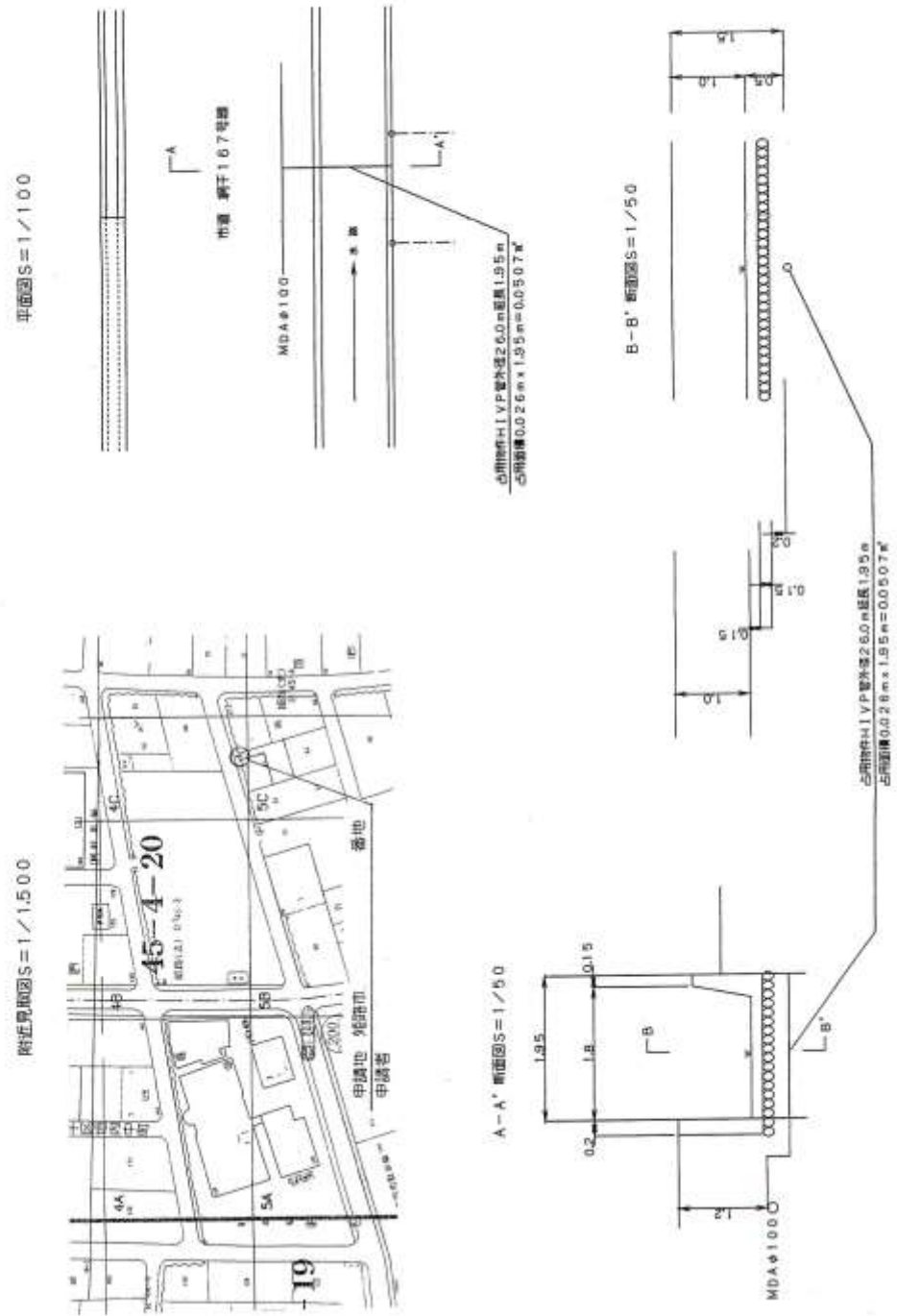
道路掘さく申請図



※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-7 道路掘削申請図(市道)

公有水面占使用申請図



※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

図 7-8 公有水面占使用申請図

3 写真

- ①現場の状況が良くわかること。
- ②断面図と方位を合わせること。(南から北に向かって撮る)
- ③東西の道路については写真に方位を記入すること。
- ④余分なものを写さないこと。(車両等の少ない時に)
- ⑤既設を黒、新設は赤で表示すること。
- ⑥裏に申請人の住所、氏名及び業者名を入れること。
- ⑦比尺になるスケールを出来るだけ入れること。

4 承諾・同意書

河川、水路、私道などを掘削・占用する場合は、すべての管理者または所有者の承諾・同意を得ること。

5 書類提出枚数

表 7-1 書類提出枚数

	位置図 (位置図 と住宅地 図)	占 掘 図	写 真	道 路 使 用	農区・水利 自治会		請書	立会 打合 調書	ガス 通報 調書	保安図 (片側 通行で 施工の 場合)	通行止 通行止承諾 地元承諾書
					承 諾 書	同 意 書	誓 約 書				
29号・姫路バ イパス	4	5	3	3	-	-	1	3	3	5	5
国・県道	5	9	4	3	-	-	1	4	4	7	7
市道(占用)	5	9	4	3	-	-	1	4	4	6	6
市道(掘削)	4	8	3	3	-	-	1	3	3	5	5
農(私)道	3	6	2	3	3	-	1	2	2	4	4
河川・水路	3	5	3	-	3	-	1	-	-	-	-
法定外道路	4	8	3	3	-	2	1	3	3	5	5

備考

- ①次の地域については別途協議すること。
国道2号(姫路バイパス)、国道29号並びに新日鉄、兵庫県企業庁、
大阪ガス等の占用物件のある地域
- ②占用申請が、2ヶ所以上ある場合は、それぞれ合計枚数を提出すること。
- ③道路掘削工事に係るガス漏えい事故防止及び通報調書を提出すること。
- ④区画整理事業地内の市道については、道路使用・保安図以外、各合計枚

数に1枚追加で提出すること。

- ⑤市道において舗装工事完了から3年以内の道路を掘削する場合には、新舗装掘削許可の同意をとること。
- ⑥市道については姫路市Webマップより市道認定道路図を添付すること。
- ⑦全ての道路申請においては姫路市Webマップより埋蔵文化財の情報図を添付すること。また工事場所が文化財の史跡・包蔵地に該当する場合は、文化財課と協議し、届出書の写しを添付すること。

7・8 給水管の移管

1 譲り受けの要件

- ①個人所有の給水管が公道に埋設されていること。
- ②給水管（弁及び栓類を含む。）の埋設状況を調査し、維持管理に支障のないことが確認されたものであること。

2 無償譲渡の方法

個人所有の給水管を局へ無償で譲渡しようとする者は、給水装置寄附申出書（様式第7-1）に次の書類を添付して、管理者に提出すること。

- ①位置図（1/2，500、1/5，000）・・・・・・・・・・ 1部
- ②工事竣工図（A4折り）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ③工事日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④弁栓類平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部
- ⑤工事写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑥道路占用申請書及び許可書・・・・・・・・・・・・ 各1部
- ⑦利害関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑧給水装置寄付に伴う調査依頼書（様式第7-2）・・・・ 1部

なお、給水管が局に移管されたのちは、申請者に回答書（様式第7-3）を交付する。

回答書に添付するもの

- ①位置図1/2，500・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ②工事竣工図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

7・9 給水管の配管

一般的な給水管の配管は図7-9、図7-10のとおりである。

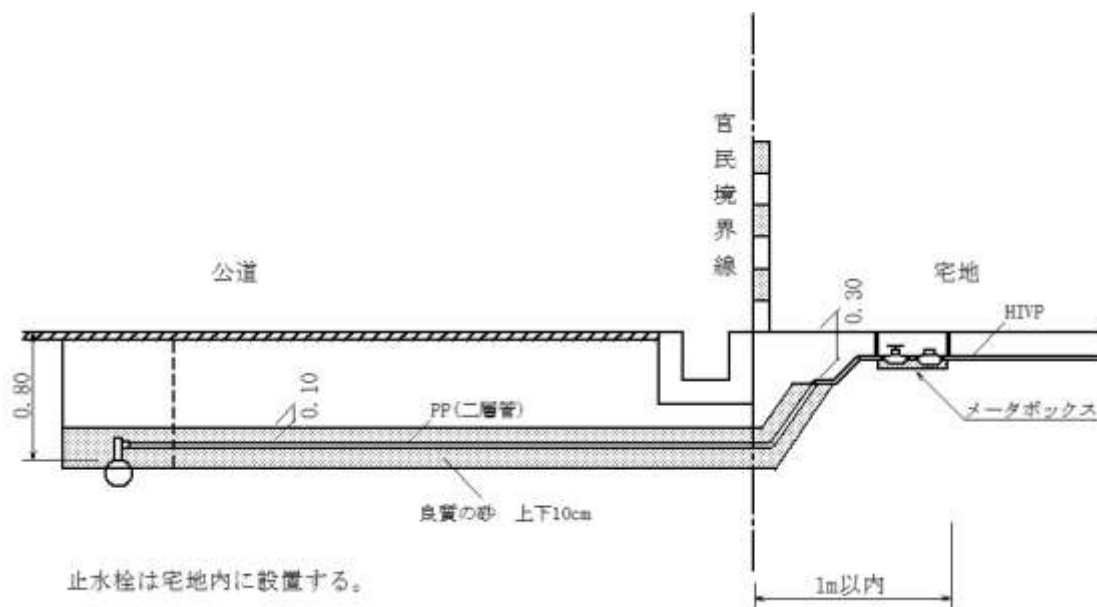


図7-9 一般配置図

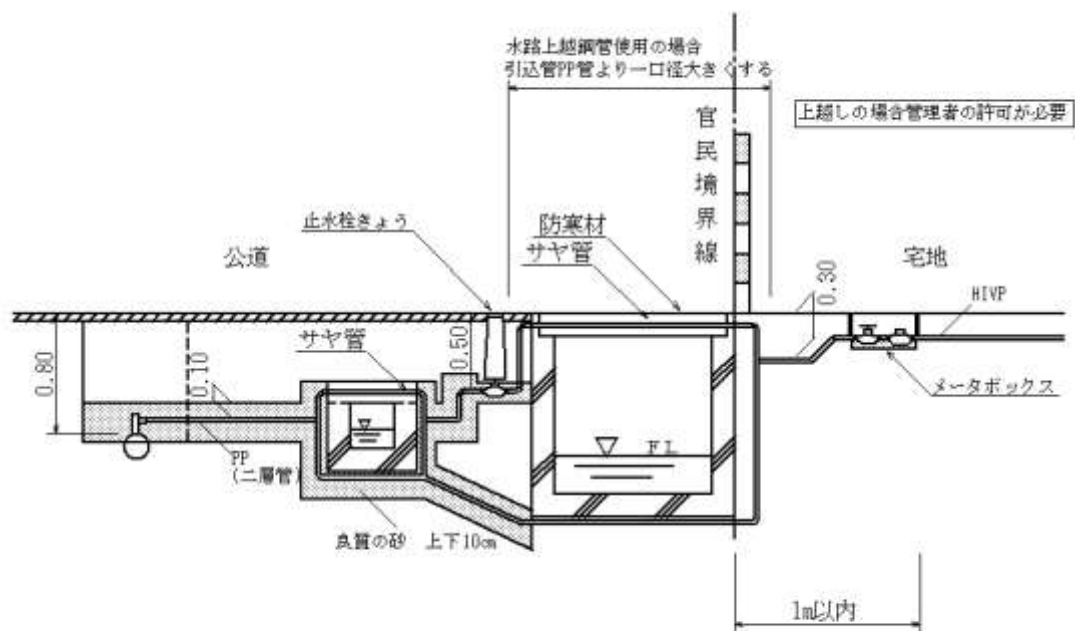


図7-10 水路横断面図

7・10 各種様式

- 1 給水装置寄附申出書（様式第7-1）
- 2 給水装置寄附に伴う調査依頼書（様式第7-2）
- 3 寄附受納について（回答）（様式第7-3）
- 4 給水装置使用開始届（様式第7-4）
- 5 給水装置工事申込書（一般用）（様式第7-5）
- 6 給水装置工事申込書（連合管用）（様式第7-6）
- 7 給水装置工事申込書（予備工事用）（様式第7-7）

平成 年 月 日

(あて先) 姫路市水道事業管理者

申請者 (所有者)

住 所

氏 名

給水装置寄附申出書

先に給水装置の承認を得て設置しました下記物件を寄附しますので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 施行場所： 自 姫路市 番地先
至 姫路市 番地先
- 2 施行年月日： 昭和・平成 年 月 日
- 3 施行業者
- 4 寄附物件工事費 金 円也
- 5 添付書類
- (1) 位置図 (1/2,500、1/5,000) …1部 (2) 工事竣工図 (A4 折り) ……3部
 (3) 工事日報 ……1部 (4) 弁栓類平面図 ……各1部
 (5) 工事写真 ……1部 (6) 道路占用申請書及び許可書 …各1部
 (7) 利害関係書類 ……1部

6 寄附物件

品名	形状寸法	布設延長又は設置数

様式第 7-2

平成 年 月 日

(あて先) 姫路市水道事業管理者

依頼者
住 所
氏 名

給水装置寄附に伴う調査依頼書

先に給水装置の承認を得て設置しました下記物件を寄附いたしたいので、現地調査をお願い致します。

記

- 1 施行場所 自 姫路市 番地先
至 姫路市 番地先
- 2 施行年月日 平成 年 月 日
- 3 連絡先 住 所
氏 名
電話番号
- 4 添付書類
位置図 1/5,000

平成 年 月 日

様

姫路市水道事業管理者

寄附受納について (回答)

先に申請のありました給水装置寄附申出について、下記のとおり受納します。

記

- 1 設置場所 自 姫路市 番地先
至 姫路市 番地先
- 2 受納物件

品名	形状寸法	布設延長又は設置数

様式第7-4 給水装置使用開始届

給水装置使用開始届 (新設・変更工事)				届出番号	係員
(あて先)姫路市水道事業管理者 住所 届出人氏名 番地 TEL 印				基本コード	
				給水装置の受付番号	
下記のとおり、給水装置の使用開始届をいたします。				業種	
使用場所	住所	姫路市	番地	使用者番号	- -
	住所コード	方書		検針順路	- -
料金額請求先	住所		番地	新メーター 検定期限	-%
	住所コード	方書			取付指針
備考	氏名	フリガナ	TEL	検針指針	m
	氏名	フリガナ	TEL	旧メーター	-%
開始年月日	年	月	日	区分	担当者 検針員
施工業者	番	番	番	甲(2)・乙(1)	
検針期路目標	検針メーター位置	位置コード		メーター	1開 2閉 3峻閉
				公共下水道	有・無

太線内は届出人にて記入のこと。裏面に見取図(住宅地図)添付のこと。

H22.4.3.000

施設マスター入力票

基本コード

施設マスター新規入力票

基本コード			
所有者氏名(漢字)			
所有者住所(漢字)			
工事場所(地番, 漢字)			
竣工年月日(和暦)	理由	業者コード	配水系統
戸番図No.(国土地理院)	戸番図No.(姫路市)	管路No.	位置コード 水性状態
受水槽有効容量	給水方式	構造	流量調整
受水槽管理責任者(漢字)			

- | | | | | | |
|--|---|---------------------------|------------------------------------|--|--|
| 給水方式
1. 高架タンク
2. タンクレス
3. 圧力タンク
4. 蓄圧タンク | 構造コード
1. F, R, P
2. R, C.
3. S, C.
4. P, C. | 流量調整弁有無
1. 有り
2. 無し | 所有種変更理由
1. 新規
2. 変更
3. 職権 | 水性状態コード
1. 使用中
2. 未使用
3. 予備工事
4. 欠番
5. 不明 | 6. 変更撤去
7. 強制撤去
8. 職権撤去
9. 申請撤去 |
|--|---|---------------------------|------------------------------------|--|--|

様式第7-6 給水装置工事申込書(連合管用)

給水装置			給水装置設計書			姫路市水道局			
申請者 (印) 株式会社	設置場所 (印) 姫路市	設置期間 年 月 日 - 年 月 日 月 日 - 年 月 日	工事内容 (印) 給水装置の設置	申請書 (印) 2枚	図面 (印) 1枚	費用 (印) 1万円	備考 (印) 無	〒720-0001 姫路市本町1丁目1番1号 姫路市水道局 給水課	
申請者 (印) 株式会社		設置場所 (印) 姫路市		設置期間 年 月 日 - 年 月 日		工事内容 (印) 給水装置の設置		申請書 (印) 2枚	
申請者 (印) 株式会社		設置場所 (印) 姫路市		設置期間 年 月 日 - 年 月 日		工事内容 (印) 給水装置の設置		申請書 (印) 2枚	

※A3 サイズを A4 に縮小して表示している。

